

# 第2回 個人住民税検討会

議題 マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握及び  
住登外課税者への対応について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成28年9月27日

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度における情報連携のスキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

# (論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

## 1 現在の所得捕捉方法

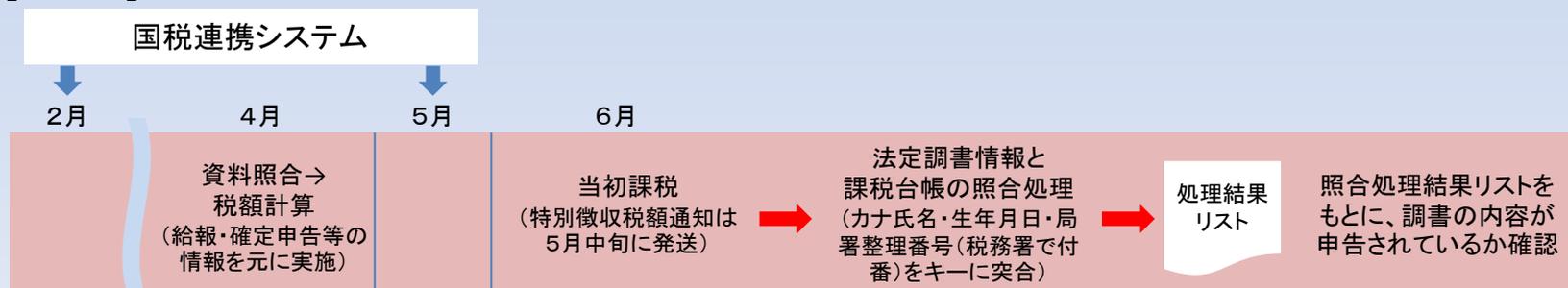
- ・当初課税は給与支払報告書(以下、給報という)・年金支払報告書(以下、年報という)・確定申告書・市県民税申告書で資料照合。→4月中に税額計算。

資料照合概要:住所・氏名・生年月日をキーとして課税資料を名寄せ

給報・年報	給与収入額(年金支払額)・給与所得・社会保険料控除・生命保険料控除・住宅ローン控除・各種人的控除	同一人の資料間の情報を照合し、名寄せ
確定申告書	各種収入・各種所得・各種控除	
市県民税申告書	各種収入・各種所得・各種控除	

- ・法定調書(国税連携システムでデータ連携)のうち、利子等、配当等、報酬等は2月と5月、給与等、年金等は5月に連携し、大半を本市税務システムの処理対象としている(すでに源泉徴収が行われている利子等を除く直近3年分)。
- ・当初課税後に、法定調書と課税基本台帳等の照合結果をリスト出力、確認後、未申告者には申告の慫慂、賦課期日時点で他市町村居住の場合はリストの該当部分を複写し、回送。

【イメージ】



# (論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

## 2 マイナンバー導入後の所得捕捉方法

- ・基本的には現行の事務と変更はない。
- ・システムによる課税資料や、法定調書と課税台帳等との照合処理時において、補助キーとしてマイナンバーを利用。  
(記載されているマイナンバーの真正性の観点から、マイナンバーのみで個人の特定は行わない)

## 3 マイナンバー導入による効果と課題

### (1) 効果

- ・法定調書と課税台帳照合時の突合割合の上昇  
→ これまで調書に記載された氏名や住所では突合できなかった対象者(文筆者等がペンネームと事務所等の住所で資料提出した場合など)について、マイナンバーにより特定が可能になるケースも。
- ・他都市への情報確認、情報提供の円滑化  
→ マイナンバーにより住基地が特定できるため、住基地での課税状況の把握など、事務の円滑化が見込まれる。

### (2) 課題

- ・マイナンバーによる突合  
→ 調書に記載されている氏名や住所が、住基登録されている氏名や住所と異なる場合(調書には生年月日の記載がない場合もある)、マイナンバーが一致しても本人であるかどうかの確認が困難(真正性確認自体はすでに個人番号関係事務実施者が実施済みではある。)

# (論点2)住登外課税者への対応について

## 1 現状

- ・平成28年度 住登外課税通知発送件数:4,903件※

※当初課税時にシステム出力された通知件数のため、最終件数ではありません。

- ・平成28年度 課税台帳登録住登外者数:21,237人(非課税者含む※)

※課税資料が提出され、税額計算の結果で非課税になった者を含む。

(参考)平成27年度 住登外課税対象者:8,707人、住登外課税通知発送件数(当初課税時点)5,614件

### 【参考】

#### <個人住民税における納税義務者>

- ・市町村内に住所を有する個人(地方税法第294条第1項第1号)

#### <「住所を有する個人」とは>

- ・住民基本台帳の適用を受ける者については当該市町村の住民基本台帳に記録されている者  
(地方税法第294条第2項)



住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する場合

- ・住民基本台帳に記録されているものとみなしてその者に市町村民税を課することができる。この場合において  
(中略)その旨を他の市町村の長に通知しなければならない。  
(地方税法第294条第3項)

#### <「住所を有する場合」とは>

- ・個人住民税における住所の概念は、地方税法上に特段の規定はなく、「各人の生活の本拠」として生活の場所的中心をいうものとする民法の規定(民法第22条)によっている。

# (論点2)住登外課税者への対応について

## 2 実務(特別徴収の場合)

### 【前提】

税額通知発送(5月中旬)のため、4月中旬までに住所を確認する必要がある。

### 【流れ】

- ①給報記載の住所と、1月1日時点の住基情報に基づき作成した課税台帳を突合。  
(～3月末まで)
- ②突合の結果、課税台帳に存在しない者について、本人や給与支払者に照会。  
(～3月末までに実施、回答期限は4月中旬)
- ③照会結果等により、住基地自治体への資料回送又は住登外課税を実施。
- ④住登外課税通知発送(住登外課税を実施する場合)(6月中～下旬)

照会の結果、住基地が判明しない場合においては、期限内に提出された給報に対しては、課税を行うべきという考えから、給報記載の住所を居所とみなし、課税を行っている。

### 【参考】

#### 地方税法第317条の6

給与の支払を受けている者について(中略)1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

## (論点2)住登外課税者への対応について

### 3 情報連携ネットワークシステムを利用した住登外課税者情報の取得

#### 【前提】

- ・情報提供ネットワークシステム(以下、情報提供NWSという)は、照会先自治体を指定しないと情報が取得できない。
- ・マイナンバー(真正性が確認できている場合)から住基地自治体は特定可能。
- ・住登外課税の有無は住基地自治体及び課税実施団体のみ情報を保持。
- ・照会元が情報提供NWSを利用して正確な情報を取得するため、住基地自治体において、住登外課税実施団体の自治体コードを副本に登録する。

#### (1) 課題1 副本登録のスケジュール構築

- ・住登外課税通知の発送タイミングが、各自治体によって異なる。  
→ 住基地自治体における副本登録のタイミングにずれが生じる。
  - ・複数自治体から住登外課税通知が送付されてきた場合、協議の結果、副本登録の修正が必要になるケースが生じる。  
→ 照会するタイミングで副本に登録されている課税実施自治体の情報が異なる可能性がある。
- ⇒ 全国の自治体で共通する運用ルールが設定可能か。

## (論点2)住登外課税者への対応について

### (2) 課題2 システム構築等の期間の確保

- ・課税団体情報の登録に係る具体的な項目の利用方法等が未提示。  
→ システム設計や見積が実施できない。
- ・副本登録データの作成方法によってはシステム改修が生じる。  
→ 課税台帳の情報を基に、副本登録を実施している場合、課税台帳上に住登外課税実施対象者である旨の情報を保持していないと、別途当該情報を台帳に入力・保持させるか、通常と異なる形で副本登録の処理を行う必要が生じる。
- ・副本情報を利用する社会保障担当部署への周知期間が必要。  
→ 副本データレイアウト上の特定項目に住登外課税実施自治体情報が記載されていることを周知しないと、正確な利用ができない。また、社会保障担当部署でデータ取得に係るシステムの改修が必要になる可能性がある。

### (3) まとめ

29年7月には情報提供NWSを利用した連携が開始されるが、それまでにシステム改修(予算確保含む)や、全国的な副本登録に係る運用ルールの策定、社会保障分野への周知が可能なのかが懸念される。

# (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

## 【前提】 住基地課税推進の目的

情報提供ネットワークによる情報連携のために、住基地に情報を集約する。

### 1 提示案の分析

I 案の方向性: 住基地課税の原則を強化する

II 案の方向性: 現行の住登外課税を継続

	メリット	課題
I 案	住基地自治体が判明した時点で居所の実態と関係なく資料回送可能 (居住実態に係る調査の軽減)	<ul style="list-style-type: none"><li>・給与支払者等への通知事務の新設による事務量増 (eLTAXによる通知の想定だが、電子申告を利用していない事業者には郵送等による通知が必要) (通知後の訂正による再通知や資料の回送が発生)</li><li>・回送後に訂正給報が提出された場合、再度の資料回送が必要 (通知送付前に訂正給報が出されるケース)</li><li>・収納事務(滞納整理)への影響 (課税後に普通徴収繰入が行われた場合、遠隔地での滞納整理が必要となるケースが発生)</li></ul>
II 案	通知の早期化を除き、現行の事務と大きな差異がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・通知の早期化による協議 (自治体によってはスケジュール上困難になることが懸念される)</li><li>・複数自治体からの通知や通知後の住基地への申告の発生 (再協議がスケジュール上可能か懸念される)</li><li>・給報の回送 (eLTAXによる資料回送のために紙媒体をデータ化する必要が生じるため新たなシステム構築が必要)</li></ul>

# (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

## 2 共通課題

### (1) eLTAXを中心とした回送や通知への対処

→ システム改修や運用準備のための期間・予算が必要。

制度の仕様確定から実施までに一定の準備期間を見る必要が生じる。

### (2) 住登外課税の実施のための事前協議

→ 現行の実務では、当初課税後に通知、問題がある場合(住基地に申告がある場合など)に協議を実施しているため、当初課税に対応可能なスケジュールが構築可能か。

### (3) DV等の取扱いルールの策定

→ DV等の理由により住基地を移していない場合は、住基情報にDVの情報が登録されていないことが想定されるため、適正な取扱いのためのルール策定が必要。

# (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

## 3 検討案に係る課題の整理

I案・II案ともに、実務面での対応や、事務の効率化の面で課題が存在することから、課題解決のための方策が求められる。

### (1) 住基地課税の強化の場合(I案)

課題① 給与支払者への通知や住基地自治体への資料回送事務の発生

#### 【解決のための方策】

新たな事務の発生を回避し、住基地課税を推進するために、給与支払報告書の提出先(1月1日時点の住所地)を「1月1日時点の住基地」に変更する。

→ 給与支払事務に必要なない住基地の把握が事業者が発生する。  
(マイナンバーの確認の際に住基地自体は把握可能)

→ 中長期的には、マイナンバーをもとに給与支払報告書を振り分け、総括表を自動作成する給報提出用システムを構築することで、負担軽減は可能。

課題② 住民税のあり方の整理

居住実態によらず、住基地自治体で課税することとなるため、これまで「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有するとされてきた住民税のあり方について整理する必要がある。

# (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

## (2) 現行の住登外課税の継続の場合(Ⅱ案)

課題 事前協議等の新たな事務の発生及び実施可能なスケジュールの調整

### 【解決のための方策】

あくまで居住実態に基づき、事業者から給与支払報告書が提出されていると考え、提出先自治体での課税を原則とし、現行通り当初課税後に調整する。

- 住基地課税は推進されず、情報提供ネットワークの利用にあたり、副本に課税団体情報を保持する運用を継続する必要があり、情報提供ネットワークの照会タイミングによっては課税団体が把握できない。
- 中長期的には情報提供ネットワークへの照会を、マイナンバーのみで実施できるよう、システムを再構築する必要がある。  
(これにより、遠隔地扶養に係る情報連携の課題も解消可能)